

判定区分表

	区分	状態	基本的な考え方
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	監視や対策を行う必要のない状態をいう
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずるべき状態	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態	早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態	緊急に対策を行う必要がある状態をいう